

東京大学利益相反ポリシー

1. 目的

国立大学法人である東京大学は、東京大学憲章が明かにするように、教育と研究をその使命とする。附属病院はさらに患者の治療をも使命とし、治験者の安全にも責任を負う。これら大学の使命を果たすべく、教職員は誠実かつ忠実に職務を遂行する義務を負う。

他方、今日の大学は、自らの研究成果を社会との日常的連携により活用することによって積極的に社会に貢献することを、今まで以上に求められるようになってきている。とりわけ、新技術・新事業・新たな経営手法による経済の活性化が課題になっていることから、産学官連携による大学の研究成果の社会還元への期待が高まっている。また、教員が立法や行政施策の立案等に関し、専門的見地から様々な助言等を行なうことも、期待されているところである。このような産学官連携による研究等が、大学の本来の使命にもかなう場合が多いことは、認識されるべきである。

しかし産学官連携を進める過程においては、連携の結果、教職員が企業等の関係で有することになる利益や負うこととなる義務が、大学がその使命に基づき教職員に求める義務（大学の利益）と衝突する場合も生じうる。利益相反（いわゆる責務相反を含む）といわれる状況である。

利益相反行為を放置し、大学としての使命をないがしろにすることは、国立大学法人としての東京大学に許されることではない。そこで東京大学としては、産学官連携の推進に当たり、利益相反の問題について東京大学及びその教職員が取り組むべき姿勢と対処するためのルールを、利益相反ポリシーとして内外に明らかにするものである。

2 利益相反ポリシーの基本的な考え方

東京大学は、産学官連携による大学の研究成果の社会還元を積極的に推進する。また教職員のそのような活動を奨励する。

しかしその過程で生じる利益相反による大学の使命・利益の侵害は防止しなければならない。そこで東京大学は、産学官連携を公正かつ効率的に推進するために、教職員の利益相反行為を防止し、万一生じた利益相反行為を解決するためのルールを設けることとした。それが本利益相反ポリシーである。

東京大学は、産学官連携のパートナーとなる産業界や行政、さらには社会全体に対しても、本利益相反ポリシーの理解と協力を求めたい。そのような理解と協力の下、利益相反を防止しつつ、円滑に産学官連携を推進することを期待するものである。

3 利益相反ポリシーのルール

東京大学の教職員は、産学官連携に携わるのに当たって、産学官連携に伴う個人的な利益や提携先の利益等を優先する結果、大学の本来の使命である教育・研究や、附属病院における患者の治療や治験者の安全を、おろそかにするようなことがあってはならない。またそのような利益相反行為がなされているとの疑いを、社会から招かないように努めなければならない。

以上のような義務は、国立大学法人たる東京大学の教職員に課されるべき義務であり、守るべきルールであると考えられる。そのため、以下のような利益相反を防止し適切に対処するための体制を、構築し遵守することとする。

4 利益相反を防止し、対処するための体制

(1) 利益相反委員会の設置

全学の機関として、利益相反委員会を設置する。

利益相反委員会の委員は、評議会の承認を得て総長が任命する。委員の過半数は、専門家や識者等の学外の第三者とする。

利益相反委員会は、法令、東京大学の規則、本ポリシーに基づき、教職員が利益相反行為に当たらないとされる場合を規定するセーフ・ハーバー・ルールを策定する。

また、セーフ・ハーバー・ルールを敷衍し補完する各部局の利益相反アドバイザー機関が策定するガイドラインを承認することができる。その他、利益相反に関する教職員の自己申告書の書式等、本ポリシーを実行するために必要な事項を定める。利益相反委員会は、本ポリシーに違反する教職員の利益相反行為につき、教職員の自己申告や本人との面談等の調査に基づき、法令、東京大学の規則、本ポリシー、セーフ・ハーバー・ルール、各部局のガイドライン、利益相反委員会の審査先例に従い、大学の利益を守るため大学の措置の原案を作成する。教職員に将来に向けた不利益処分を課す措置の原案の作成もできるが、そのためには、適正な手続きを経なければならない。利益相反委員会の原案に基づき、総長が不利益処分の決定を行なう。

(2) 利益相反アドバイザー機関の設置

各部局に利益相反アドバイザー機関を設置する。

利益相反アドバイザー機関の委員は、各部局の推薦に基づき、利益相反委員会が任命する。

利益相反アドバイザー機関は、利益相反委員会が策定するセーフ・ハーバー・ルールを敷衍したり補完する部局に関するガイドラインを、利益相反委員会の承認を受けて策定する。

利益相反アドバイザー機関は、法令、東京大学の規則、本ポリシー、全学のセーフ・ハーバー・ルール、各部局のガイドライン、利益相反委員会の審査先例等に基づき、利益相反に携わる部局教職員の相談に応じ、アドバイスを与える。利益相反アドバイザー機関で判断できない事例においては、利益相反委員会の判断を仰ぐこともできる。利益相反アドバイザー機関のアドバイスに従った教職員の行為については、利益相反委員会は審査に当たって十分に尊重することとする。

(3) 産学官連携に携わる教職員による情報の開示

産学官連携に携わる教職員は、産学官連携における利益相反問題をチェックするために必要最小限な範囲で定められた一定の情報を、自己申告書に記載して、部局を通じて利益相反委員会に提出する。

教職員が提出した自己申告書は、プライバシー等に係わる部分を除き、情報公開制度に従って公開する。

以上